

2020年（令和2年）5月29日

辻堂地区にお住まいの皆様へ

市民センター・公民館、地域市民の家の貸室利用等 について

市民センター・公民館の貸室利用等を一時休止しておりましたが、5月25日の緊急事態宣言解除に伴いまして、6月以降の利用等を次のとおりとさせていただきます。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

1 市民センター・公民館の貸室業務

休止：6月14日(日)まで 再開：6月16日(火)から

(なお、市民センターでの、証明発行、税料の納付、福祉窓口等、各種届出は、通常どおり対応してまいります)

2 市民図書室の業務（予約図書等の受け取り、及び返却のみ）

再開：6月2日(火)から

3 地域市民の家の利用

休止：6月15日(月)まで 再開：6月16日(火)から

4 センター・公民館主催事業の中止

6月30日(火)まで

5 微酸性電解水の配布

8月31日(月)まで延長

*今後の状況によっては、利用内容等が変更になる可能性があります。

藤沢市の公共施設の業務取扱の最新の状況につきましては、適宜、[藤沢市ホームページ](#)をご覧ください。担当課にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

市民センター・公民館について 辻堂市民センター 電話 0466-34-8661

地域市民の家について 市民自治推進課 電話 0466-50-3516